

里道・水路等用途廃止相談書

令和 年 月 日

相談者 住 所
氏 名 認印
電話番号 ()
代理人 住 所
氏 名 認印
電話番号 ()

相談箇所

京都市 区 町 番地地先

相談理由

添付書類

- (1) 付 近 見 取 図 1/2500 程度の図面に、相談箇所を朱色で表示してください。
- (2) 境 界 明 示 図 複写可とするが、すべて原本と同様の朱入れしてください。
- (3) 付近公図の写し 3ヶ月以内のもので、当該箇所が複数枚に渡る場合は合成図も添付し、それぞれ当該箇所を朱色で表示してください。
- (4) 登記事項証明書 発行3ヶ月以内のもので、隣接地すべての登記事項証明書を
および地籍調書 添付し、本市所定の地籍調書に登記事項証明書の内容を転記してください。
- (5) 現 況 写 真 現況の状況が分かるもの。(例 全体、起点、中間、終点)
相談箇所を朱色で表示し、撮影位置及び方向を記した図面を添付してください。

注意事項

- (1) 相談は、相談箇所に隣接している土地所有者の方のみを対象とします。
- (2) 添付書類の部数は、里道単独のものは4部、水路単独のものは5部、単独でないものは7部添付してください。
- (3) 相談箇所が、都市計画道路等の区域に近接もしくは区域内にある場合は、その区域を証する書面を添付してください。
- (4) この相談書は、事務処理上及び技術的に廃止が可能かの相談を受付けるものであり、本相談により可能と回答された場合、後日、別様式による申請書を提出していただくこととなります。(本件の回答は、関係各課(所)に照会するため2カ月程度の期間が必要となります。)
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号及び同条第5号に該当する者に対しては、本市財産の売払い、交換等はいりません。